

衆議院文部科学委員会ニュース

平成 25. 6. 19 第 183 回国会第 7 号

6 月 19 日（水）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 いじめ防止対策推進法案（馳浩君外 13 名提出、衆法第 42 号）

- ・提出者笠浩史君（民主）から提案理由の説明を聴取しました。
- ・下村文部科学大臣及び政府参考人並びに提出者土屋正忠君（自民）、笠浩史君（民主）、鈴木望君（維新）、浮島智子君（公明）、井出庸生君（みんな）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・宮本岳志君（共産）及び吉川元君（社民）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、みんな、生活 反対—共産、社民）
- ・中根一幸君外 5 名（自民、民主、維新、公明、みんな、生活）から提出された附帯決議案について、中根一幸君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、みんな、生活、社民 反対—共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

大岡敏孝君（自民）

- ・法案第 22 条において、いじめの防止等の対策のため、学校に複数の教職員や心理、福祉の専門的な知識を有する者により構成される組織を置くものとされているが、小規模校の負担増や、学校全体での情報共有への支障が懸念されるが、この条文の目的とするものについて伺いたい。
- ・法案第 23 条では、市町村や NPO の子ども相談センターなどに、いじめの相談を受けた場合の学校への通報を義務付けているように読めるが、通報することで子どもと相談機関との信頼関係を損なうなどの懸念があるが、提出者の見解を伺いたい。

中野洋昌君（公明）

- ・いじめの定義について、「客観的に認められるものに限る」などの厳密で限定的な規定とせず、法案第 2 条のような定義とした趣旨を伺いたい。
- ・法案第 9 条の保護者の責務について、法律で規定することにより、保護者の責務が過度に強調され、学校側が十分ないじめ対策を講じなくなる等のおそれがあるが、本法律案においてこのような懸念は払しょくされたと考えてよいか伺いたい。

小川淳也君（民主）

- ・いじめの本質について、いじめは体罰、暴力とどう違うのか、提出者の見解を伺いたい。

- ・与野党の実務者協議によって、法案第 9 条において、子どもがいじめを行わないよう指導する保護者の義務が努力義務となり、家庭教育の自主性の尊重についての規定が追加された理由について、提出者に伺いたい。

伊東信久君（維新）

- ・法案第 34 条において、いじめの早期発見と適切な対処を学校評価において適正に評価する規定を設けるに至った理由を伺いたい。
- ・法案第 4 条において子どものいじめの禁止を規定したが、大人による体罰等の禁止を規定しなかった趣旨を提出者に伺いたい。

青柳陽一郎君（みんな）

- ・いじめ防止に向けた教職員の質の向上について、どのように考え、どのような対策をとるのか、提出者の見解を伺いたい。
- ・本法案では、教育委員会の改革に踏み込んでいないが、いじめ防止の実効性に問題はないか、提出者の見解を伺いたい。

宮本岳志君（共産）

- ・法案第 4 条では「児童等は、いじめを行ってはならない」としているが、どの学校でも、どの子どもにも起こり得るとされるいじめを法律で禁止することは意味がなく、おかしいのではないかと考えるが、提出者の

見解を伺いたい。

- ・本法案は、いじめを禁止し、第 25 条でいじめを行った子どもに懲戒を加えること及び第 26 条で保護者に対しその子どもの出席停止を命ずることを規定しているが、これは厳罰主義ではないか、提出者の見解を伺いたい。
- ・法案第 9 条では、保護者に、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導を行う努力義務を課しているが、本来、家庭教育は自主的に営まれるものであり、法律により家庭に特定のことを行わせてよいのか提出者の見解を伺いたい。

吉 川 元君（社民）

- ・法案第 4 条のいじめの禁止規定について、子どもにいじめの禁止を求めるのではなく、いじめ問題を社会全体で解決する立場を示すべきと考えるが、提出者の見解を伺いたい。
- ・教員が子どもと向き合う時間を確保する必要性及び教職員定数の改善のための財源確保について提出者に伺いたい。また、スクールカウンセラーの配置の充実や制度の改善について併せて伺いたい。
- ・附則第 2 条第 2 項に盛り込まれたように、長期欠席・長期不登校の子どもに対する多様な就学支援の場の検討を直ちに行うべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。